

6教地推第110号  
令和7年1月10日

学校図書館司書教諭講習  
実施機関所管部課長 殿

文部科学省総合教育政策局  
地域学習推進課長 高木 秀人

地方分権改革に関する令和6年の地方からの提案等に関する対応方針  
を踏まえた学校図書館司書教諭講習の実施方法等について(通知)

学校図書館司書教諭講習(以下、「司書教諭講習」という。)の実施に当たっては、日頃より御尽力いただき誠にありがとうございます。

この度、地方分権改革に関する「令和6年の地方からの提案等に関する対応方針」(以下、「対応方針」という。)が、令和6年12月24日付けで閣議決定されましたので、お知らせします(別添1)。

本対応方針においては、司書教諭として発令される教諭等の業務負担の軽減及び地方公共団体における柔軟な人事配置に資するよう、司書教諭講習修了者の増加を図るため、司書教諭講習のオンライン及びオンデマンドの活用や、実施時期の柔軟な対応等が求められています。

については、令和7年度以降の司書教諭講習の実施に当たっては、本対応方針の趣旨を踏まえ、現職の教諭等が受講しやすい司書教諭講習の実施方法等について、下記のとおり御検討いただくようお願いいたします。

なお、文部科学省では、「今後の生涯学習・社会教育の振興方策」(令和5年3月)及び「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」(令和4年6月3日デジタル臨時行政調査会)等を踏まえ、各実施機関に対し、司書教諭講習の受講やその手続について、希望する受講者がオンラインでの受講等ができるよう、講師や受講者の間での双方向性の確保にも配慮した上で、デジタル技術の活用を検討いただくよう、令和5年3月31日付4教地推第162号総合教育政策局地域学習推進課通知において依頼していることを申し添えます(別添2)。

## 記

- ・ 司書教諭講習の受講や受講手続については、従前よりオンラインで行うことは可能としている。受講者のニーズや、科目の目的・特性等も踏まえながら、オンライン等の活用を御検討いただくこと。なお、1つの科目において、講義内容に応じ、オンライン・オンデマンド・対面を組み合わせ実施して差し支えないこと。
- ・ オンデマンドでの実施により、受講期間の設定が比較的柔軟に行うことが可能となり、受講者への受講機会の拡大に資することから、特に講義形式を中心とする科目においては、積極的な御検討をいただきたいこと。
- ・ 一部の実施機関においては司書教諭講習修了者数が極めて少ない現状が見られる。司書教諭の配置は法令に基づく必置の職であること等に鑑み、司書教諭講習実施に係る必要な経費は委託契約において国が支出をしているところ。費用対効果の観点からも、近隣の教育委員会と連携した現職教員への案内や、実施機関内外の教職志望者も含め広く受講対象者への周知・広報を図っていただくなど、修了者数の増加に寄与する取組を推進していただきたいこと。

### 【別添資料】

- 別添1:令和6年の地方からの提案等に関する対応方針(抜粋)
- 別添2:学校図書館司書教諭講習におけるデジタル化の進展を踏まえた対応について  
(令和5年3月31日付4教地推第162号総合教育政策局地域学習推進課通知)

### 【参考】

- 令和6年の地方からの提案等に関する対応方針(令和6年12月24日閣議決定)  
<https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/doc/r06/k tb r6 honbun 1.pdf>

### 【本件連絡先】

文部科学省総合教育政策局地域学習推進課  
〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2  
TEL:03-5253-4111(内線 2962)  
E-mail: shisyokyoyu@mext.go.jp

令和6年の地方からの提案等に関する対応方針(抜粋)

(令和6年12月24日閣議決定)

1 基本的考え方

地方分権改革については、これまでの成果を基盤とし、地方の発意に根ざした新たな取組を推進することとして、平成26年から地方分権改革に関する「提案募集方式」を導入した(「地方分権改革に関する提案募集の実施方針」(平成26年4月30日地方分権改革推進本部決定))。

令和6年の取組としては、提案が出されて以降、これまで、地方分権改革有識者会議、提案募集検討専門部会等で議論を重ねてきた。

地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものであり、地方創生における極めて重要なテーマであることを踏まえ、以下のとおり、地方公共団体への事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し等を推進する。

(略)

4 義務付け・枠付けの見直し等

【文部科学省】

(12)学校図書館法(昭28法185)

司書教諭(5条)については、業務負担の軽減及び地方公共団体における柔軟な人事配置に資するよう、司書教諭講習修了者の増加を図るため、以下の措置を講ずる。

・司書教諭講習については、オンライン及びオンデマンドを活用し、実施時期について柔軟な対応を検討するよう、大学及び地方公共団体に令和6年度中に通知する。

・司書教諭講習相当科目を大学の教職課程において選択科目として取り入れるよう、大学に令和6年度中に協力要請を行う。

・司書教諭講習修了者が特定の教科の教諭に偏らないよう、多様な教科における学校図書館の活用事例について、地方公共団体に令和6年度中に周知する。

# 司書教諭について

## 【学校図書館法】

(司書教諭)

- 第5条 学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、**司書教諭を置かなければならない。**
- 2 前項の司書教諭は、主幹教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。)、指導教諭又は**教諭**(以下この項において「主幹教諭等」という。)**をもって充てる。**この場合において、当該主幹教諭等は、司書教諭の講習を修了した者でなければならない。
- 3 前項に規定する**司書教諭の講習は、大学その他の教育機関が文部科学大臣の委嘱を受けて行う。**

## 【司書教諭の主な業務と配置状況】

「学校図書館の現状に関する調査」より (令和2年5月1日現在)

業務内容			小学校	中学校	高等学校
司書教諭	○学校図書館を活用した教育活動の企画 ・学校図書館活用の全体計画の作成 ・教育課程の編成に関する他教員への助言	合計	69.9%	63.0%	81.4%
		12学級以上	99.2%	96.9%	93.2%
		11学級以下	30.5%	31.3%	34.8%

## 【司書教諭の養成】

	条件	資格付与等根拠	科目について	備考
司書教諭	「司書教諭の講習を修了した者」 (学校図書館法第5条)	学校図書館司書教諭講習規程 (平成10年改正)	5科目10単位(各科目2単位) ・学校経営と学校図書館 ・学校図書館メディアの構成 ・学習指導と学校図書館 ・読書と豊かな人間性 ・情報メディアの活用	司書教諭講習相当科目を大学にて修得し、その科目の単位を講習の単位に充てることができる。

# 令和6年度 地方分権改革に関する提案について

「地方分権改革有識者会議 提案募集検討専門部会(第170回)」より

## 提案事項(提案団体)

司書教諭の設置義務の緩和(八王子市)

## 求める措置の具体的内容

学校図書館法第5条第1項において12学級以上の学校については、司書教諭を設置する義務があるが、司書教諭を設置した場合と同程度の学校図書館の運用が図られる条件の下であれば(例:司書資格や司書教諭資格を有する学校司書の配置があれば)、司書教諭を置かないことができるとしたい。

## 提案募集検討専門部会からの主な視点(抜粋)

司書教諭講習の受講機会の拡大を通じて、**司書教諭講習修了者数を増やすべく**、例えば、以下のような実行性のある案を示してもらいたい。

- ・**オンライン・オンデマンド形式の一層の活用を通じた講習受講期間の多様化**(現役教諭の講習受講の期間について、夏休み期間以外でも受講することができるようにするなど、受講機会の拡大を図ること等)
- ・**教職課程への司書教諭講習科目の組み入れ**(学習指導要領で学校図書館の利活用が位置づけられていることから、教職課程に組み入れることで、学生の受講機会の拡大を図ること等)

## 文部科学省からの回答(抜粋)

### 【講習受講期間の拡大】

多様な受講機会の拡大に向け、**オンライン・オンデマンド等の一層の活用について、大学等に対し周知**を行うことを検討する。

### 【教職課程への司書教諭講習関連科目の組み入れ】

大学が必要に応じ、司書教諭関連科目を教職課程に組み込むことを検討するよう、協力を促すことなどを検討する。

# 学校図書館司書教諭講習の実施状況について

- ・講習実施機関の実情や判断により、1～5科目での開設 ⇒ ※R6 1科目：6機関 2科目：16機関
- ・全ての機関が、学校が夏季休業中である7月末～8月中に開催 3科目：7機関 5科目：3機関

## <実施状況>

年度	実施機関数	定員	修了者数
令和3年度	33機関	1,550人	5,175人
令和4年度	33機関	1,365人	5,211人
令和5年度	33機関	1,514人	4,864人

※放送大学は定員設定がないため定員に含まず（機関数、修了者数には含む）。例年500～700程度が修了。

修了者数が定員を上回るのは、大学で司書教諭の相当科目を修得し、実施機関で修了手続を受けた者を含むため。

## <令和6年度の講習実施方法>

オンライン	オンデマンド	併用 (対面・オンライン)	対面
【2機関】 埼玉大学、 栃木県総合教育 センター	【2機関】 放送大学、 大阪教育大学	【1機関】 上越教育大学	【27機関】 北海道教育大学、宮城教育大学、筑波大学、 東京学芸大学、新潟大学、富山大学、福井大 学、山梨大学、信州大学、岐阜大学、静岡大 学、愛知教育大学、三重大学、京都教育大学、 奈良教育大学、広島大学、やまぐち総合教育支 援センター、鳴門教育大学、香川大学、愛媛大 学、高知大学、福岡教育大学、長崎大学、 熊本大学、宮崎大学、鹿児島大学、琉球大学

4 教地推第 1 6 2 号  
令和 5 年 3 月 3 1 日

学校図書館司書教諭講習実施機関担当課 御中

文部科学省総合教育政策局地域学習推進課

学校図書館司書教諭講習におけるデジタル化の進展を踏まえた対応について（通知）

文部科学省では、本年 3 月に「今後の生涯学習・社会教育の振興方策」（以下「振興方策」という。）を取りまとめました。振興方策においては、学校図書館司書教諭講習の受講やその手続きについて、希望する受講者がオンラインでの受講やその手続きができるよう、講師や受講者の間での双方向性の確保にも配慮した上で、講習実施機関にデジタル技術の活用を促すこととしています。

また、政府においても、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（令和 4 年 6 月 3 日デジタル臨時行政調査会）を策定し、国が実施する講習について、原則として「申込～受講～受講修了証等発行のデジタル完結を基本とする」こととされています。

については、学校図書館司書教諭講習の受講や手続きのオンライン化は、下記のとおりとしますので、各講習実施機関におかれては、それぞれの実情も踏まえつつ、積極的な取組をお願いします。

記

- ・学校図書館司書教諭講習の受講や受講手続きについては、従前より受講や受講手続きをオンラインで行うことは可能であり、学校図書館司書教諭講習の受講を希望する者のニーズに対応してオンラインでの受講やその手続きができるよう、講師や受講者の間での双方向性の確保にも配慮した上で、十分な講習を行うことができるようオンラインを活用した講習の実施などの取組を進めていく必要があることから、学校図書館司書教諭講習実施機関においては、受講者のニーズや科目の目的、特性等も踏まえながら、講習実施機関の実情に応じ、オンラインの活用をご検討いただくこと。
- ・なお、受講手続きのオンライン化に際しては、メールやインターネットでの申込等を可能とする場合、収集した個人情報については、適切に管理すること。

<参考>

- ・デジタル臨時行政調査会（第4回）資料 ※資料7-1、7-2 参照

<https://www.digital.go.jp/councils/administrative-research/cb5865d2-8031-4595-8930-8761fb6bbe10/>

- ・今後の生涯学習・社会教育の振興方策（令和5年3月）

今後の生涯学習・社会教育の振興方策（重点事項）について

[https://www.mext.go.jp/content/220328-mxt\\_syogai03-000024695\\_5.pdf](https://www.mext.go.jp/content/220328-mxt_syogai03-000024695_5.pdf)

今後の生涯学習・社会教育の振興に係る具体策について

[https://www.mext.go.jp/content/220328-mxt\\_syogai03-000024695\\_6.pdf](https://www.mext.go.jp/content/220328-mxt_syogai03-000024695_6.pdf)

【本件連絡先】

文部科学省総合教育政策局地域学習推進課

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

TEL：03-5253-4111（内線2962）

E-mail：syakyousyuji@mext.go.jp